



池田税務会計事務所

〒300-0847
茨城県土浦市御町1-1-1
関鉄つくばビル2F

TEL:029(841)4300 FAX:029(843)2826

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

2025年度税制改正大綱—30年ぶりの年収の壁見直し

大綱どおりに改正できる！？
子育て支援制度は継続
防衛増税がスタート！



自公両党が少数与党に転落し、2025年度税制改正大綱は、今後の審議過程で野党から修正要求を突き付けられそうです。
まずは改正内容をおさえておきましょう。

どうなる？年収の壁



●123万円vs178万円の攻防

妻の給与収入が103万円以下なら本人に所得税がかからず、夫は配偶者控除38万円をとれるため、妻は年収を103万円以内に調整せざるを得ず、物価高で生活は苦しくなるばかりです。こうしたパート社員の年収調整での“働き控え”は、人手不足に拍車をかけ、深刻な影響を及ぼしています。

解決策として、国民民主党が178万円への増額を主張したものの、実施で7~8兆円の税収減になり影響が巨額だったため、与党側は“103万円を123万円まで増額”でまとめました。これによる税収減は6,580億円です。

年収の壁は178万円を目指して引き上げる方

2025年度税制改正大綱のポイント

暮らしは？

- ▼ 所得税の基礎控除10万円上乘せ
- ▼ 給与所得控除の10万円上乘せ
- ▼ 大学生の扶養控除の拡充
- ▼ 子育て世帯支援制度



住宅ローン控除の優遇制度延長
住宅リフォーム減税の延長
結婚子育て贈与特例の延長
生命保険料控除の拡充（2026年限定）

企業は？

- ▼ 中小企業の法人税率軽減措置の2年延長
- ▼ 中小企業投資促進税制2年延長
- ▼ 中小企業経営強化税制2年延長
- ◇ 新リース会計基準、全企業適用へ
- ◇ 多国籍企業の課税強化



その他制度

- ▼ iDeCo掛金上限の引上げ
- ◇ 外国人旅行者への消費税免税方法へ変更
- ▲ 防衛増税⇒防衛特別法人税創設&たばこ税増税へ

- ▼ 減税
- ▲ 増税
- ◇ 制度見直し

向で協議する合意もされており、今後の動向が気になるところです。

●給与所得控除と基礎控除を見直し

年収123万円までを非課税とするため、2025年分から『給与所得控除』が10万円、『基礎控除』が10万円上乗せされ合計20万円非課税枠が広がります。ただし基礎控除見直しは所得税だけで、住民税の基礎控除は43万円のままです。



今年の年末調整で減税されるため、減税を実感できるのは1年後ということに。

★所得税の基礎控除20%UPのワケ
48万円に10万円(+20%)上乗せは、最後に基礎控除の引上げが行われた1995年から2023年までの物価上昇率20%を反映。

★給与所得控除増額のワケ
給与所得控除は収入が増えても増えない。物価上昇と就業調整への対応で最低保証額を増額。

●大学生の扶養控除に新制度

学生アルバイトの確保のため、新制度が登場。現在19歳以上22歳以下の子を扶養する親は、子のアルバイト年収が103万円を超えると、特定扶養控除63万円がとれなくなります。

改正後は、2025年分から子の年収150万円以下まで控除対象に。

さらに年収188万円まで段階的に控除できる“**特定親族特別控除**”が登場します！

アルバイト 年収	特定親族特別 控除(仮)
150万円	63万円
160万円	51万円
170万円	31万円
188万円	3万円

●働くシニアは増税!?

給与所得控除と公的年金控除の合計の上限が“**280万円**”に変わります。給与所得控除の上限195万円に対し、同年収でも年金と給料の両方で受ける方が有利なため、公平を期すために改正に。高収入シニアは税負担が増える場合も！

**◆年金200万円、給料700万円(65歳以上)の方
改正前控除額計290万円 → 改正後280万円**

子育て世帯支援は継続



●住宅ローン優遇措置は1年延長

一般家庭より住宅ローン控除額を1,000万円分上乗せする特例は、1年継続に！対象は、夫婦のいずれかが39歳以下か、18歳以下の扶養親族がいる場合です。

住宅区分ごとの控除対象借入限度額

住宅区分		子育て世帯	その他
新築	認定住宅	5,000万円	4,500万円
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円
中古	認定住宅、ZEH、省エネ	3,000万円	
	一般住宅	2,000万円	

入居時期：2025年中入居に限定
所得要件：合計所得2,000万円以下
床面積：50㎡以上（合計所得1,000万円以下の場合、40㎡以上も可）

●子育て対応リフォーム減税も継続

子育てリフォームで、費用（補助金控除後）の10%分の所得税を節税できる特例も、2025年末まで1年延長です。ちょっとした工事も対象ですので、うまく活用したいものです。

税額控除額=A×10% + B×5%
A：工事ごとの標準費用合計（上限250万円）
B：工事費用全体（1,000万円まで）-A

◆対象となるリフォーム工事の例

- 衝突事故防止のための壁や柱の改良
- チャイルドフェンス取付
- キッチンを対面式に切り替える工事
- 収納設備の増設工事
- 調理しながら居室を見渡しやすくする工事
- 防音性を高めるための窓、壁、床の工事

●結婚子育て資金の特例も延長

子、孫の結婚資金や出産費用を一括贈与しても、1千万円まで贈与税が非課税となる特例は2027年3月末まで2年延長に。

子や孫：18歳～49歳以下、所得1千万円以下
使途：結婚費用300万円まで（挙式費用、新居の家賃等）、妊娠～育児費用（不妊治療費、パピーシッター代等）

法人税制は調整中心



●中小企業の軽減税率の延長

資本金1億円以下の中小企業限定“所得800万円以下について法人税率15%”の特例は、リマソック後の2012年にスタート。賃上げや物価高と、中小企業の経営を取り巻く環境は相変わらず厳しいため、儲かっている中小企業の税率を17%に見直した上で、2年継続に！

所得区分	企業区分		大企業等
	中小企業 年10億円超の所得あり	左記以外	
年800万円以下	17%	15%	
年800万円超		23.2%	

●投資関連税制の見直し

★ **中小企業投資促進税制 2年延長**

★ **取得費の30%特別償却又は7%税額控除**
 対象業種：製造、建設、小売、卸売、サービス等
 対象資産：機械160万円以上、ソフトウェア70万円以上、工具30万円以上 等

★ **中小企業経営強化税制 2年延長**

従来制度の見直しのほかに、『売上100億円超を目指す中小企業向け特例』を創設。賃上げを条件に建物も対象資産に含めることを認める。

★ **取得費の全額償却又は10%税額控除の特例**
 対象業種：製造、建設、小売、卸売、サービス等
 対象資産：機械装置160万円以上、ソフトウェア70万円以上、測定工具30万円以上、建物付属設備60万円以上 等

●多国籍企業は法人税率15%以上へ

タックスハブンを利用したグローバル企業の課税回避の防止対策として、日本も“世界のどこに拠点があっても法人税率を15%以上とする国際課税ルール”に対応します。



課税方法	国内法人	課税方法
所得合算ルール (2023改正)	親会社	海外子会社の税率が15%未満なら、差額分を課税
軽減課税所得ルール	子会社	海外親会社の税率が15%未満なら、差額分を課税
国内ミニム課税	子会社	国内子会社の税率が15%未満なら、差額分を課税

●新リース会計基準の影響は？



2027年4月1日以降開始事業年度から、国際会計基準に合わせた新リース会計基準での処理が義務化。借手は、リース契約時にリース資産とリース債務を計上することが義務付けられます。

会計処理が複雑化するだけでなく、法人税申告時に費用計上額と法人税法上の損金のずれの調整が必要となり、申告も煩雑になります。またB/S上の資産、負債が膨らむため、自己資本比率などの財務指標が悪化する可能性も…。

●気になる改正項目は？



●防衛増税いよいよ…！

2023年度改正大綱で登場し実行が見送られていた防衛増税が一部スタートします。

★ **防衛特別法人税 創設**

2026年4月以降開始事業年度～
 (法人税額-500万円) × 4%を税額に上乗せ

★ **所得税増税 見送り**

復興特別所得税2.1%のうち1%を防衛費に振替える案は、今回は改正見送りに！

★ **たばこ税 増税**

2026年4月～ 加熱式で2段階引上げ
 2027年4月～ たばこ全体を0.5円/本引上げ

●インバウンド免税、返金方式へ

訪日外国人旅行者は年間3千万人を超え、2023年の訪日客の買い物代は1兆4千億円だとか。一方で『物品購入時点で免税』になるため、免税品の不正転売が急増し問題となっていました。



2026年11月から、『代金支払時は消費税を含めて支払い、国外持ち出し確認後に返金するリファド方式』(EU諸国、豪、台湾などで導入済み)に変更されます。

一部免税品の金額上限や特殊包装も撤廃されるので、免税店の事務負担も軽くなることに。

●資産形成の環境整備



国民自身による資産形成推進のため、個人型確定拠出年金(iDeCo)の掛金上限額を上乗せ、NISAは口座開設から買付けまでの待機期間がなくなり、同時買付けできるようになります。